

令和6年度

さいたま市水防計画

さいたま市建設局土木部河川課

令和6年度 さいたま市水防計画 <本 編>

目 次

第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の作成及び変更	6
1.5 津波における留意事項（参考）	6
1.6 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
2.1 市の水防組織	7
第3章 重要水防箇所	8
第4章 予報及び警報	10
4.1 気象庁が行う予報及び警報	10
4.2 洪水予報河川における洪水予報	14
4.3 水位周知河川における水位到達情報	21
4.4 水防警報	24
第5章 水位等の観測、通報及び公表	28
5.1 水位の観測、通報及び公表	28
5.2 雨量の観測及び通報	28
第6章 気象予報等の情報収集	30
第7章 水門等の操作	31
7.1 水門等	31
7.2 操作の連絡	31
7.3 連絡系統	31
第8章 通信連絡	32
8.1 通信連絡系統	32
8.2 災害時優先通信の取扱い	46
8.3 その他の通信施設の使用	46
第9章 水防施設及び輸送	47
9.1 水防倉庫及び水防資器材	47
9.2 輸送の確保	47
第10章 水防活動	48
10.1 水防体制	48
10.2 巡視及び警戒	50
10.3 水防作業	53
10.4 警戒区域の指定	53

10.5	避難のための立退き	53
10.6	決壊・越水・溢水・異常な漏水等の通報及びその後の措置	53
10.7	水防体制の解除	54
第11章	協力及び応援	55
11.1	河川管理者の協力及び援助	55
11.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	55
11.3	警察官の援助要求	55
11.4	自衛隊の派遣要請	55
11.5	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	56
11.6	企業（地元建設業等）との連携	56
11.7	住民、自主防災組織等との連携	56
第12章	費用負担と公用負担	57
12.1	費用負担	57
12.2	公用負担	57
第13章	水防報告等	59
13.1	水防報告	59
第14章	水防訓練	60
第15章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	61
15.1	洪水対応	61

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体たるさいたま市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、さいたま市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、さいたま市全域の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

（6）水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。ただし、本市では消防機関を含む水防組織により水防事務が十分に処理できることから、水防団は置いていない。

（7）量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（8）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、

法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項)。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報などをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。河川巡視等の出動の目安となる水位である。法第12条第2項に規定される警戒水位に相当する。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が泛濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(15) 泛濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(19) 水防機関

水防管理団体及び法第 6 条に規定する水防団もしくは消防機関をいう。本市においては、消防機関を含む市の水防組織を指す。

(20) 作業従事者

水防機関に属し、水防活動を行うものをいう。

(21) 指揮者

水防機関において、水防事務及び水防活動を指揮するものをいう。

1.3 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表および通知並びに水防警報河川等に指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公表及び通知、標識の設置、土地形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条の 2 項）
- ⑫警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑱水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑲（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

- ②①水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ②②水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ③③水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ④④水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑤⑤消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ②②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ③③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ④④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑥⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑦⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑩⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑪⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（5）気象庁の責任

- ①①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（6）居住者等の義務

- ①①水防への従事（法第 24 条）
- ②②水防通信への協力（法第 27 条）

（7）水防協力団体の義務

- ①①決壊の通報（法第 25 条）
- ②②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、国や県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

また、市は、水防計画を変更したときは公表するものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画に反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 津波における留意事項（参考）

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、作業従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、作業従事者自身の安全は確保しなければならない。

作業従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため作業従事者を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、作業従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は作業従事者等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を作業従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

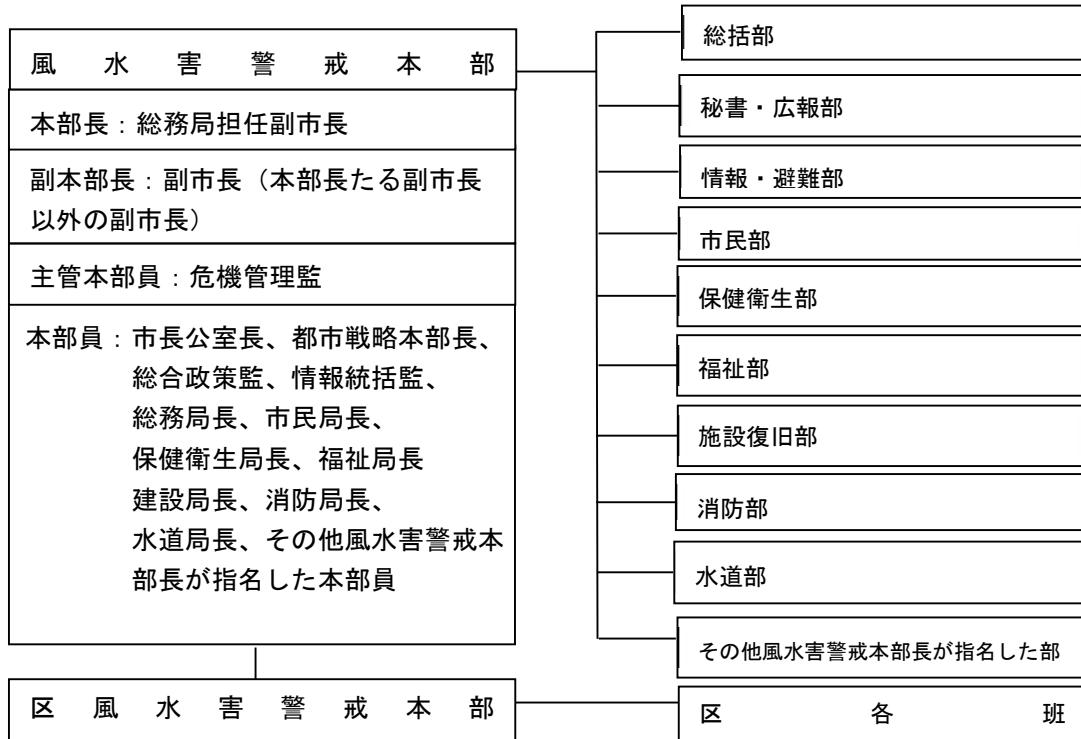
第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

熊谷地方気象台から、本市域を対象とする大雨、洪水等に関する気象警報が発表された場合又は被害の発生が予想される場合等は、さいたま市地域防災計画（風水害対策編）第1部第1章に基づき活動体制を確保するものとする。

活動組織の設置の流れは**資料2-1**のとおりであり、災害対策に関わる事務分掌は「さいたま市地域防災計画資料編(資料1総則)【資料1-1】災害対策の関わる事務分掌」による。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/003/001/p018122.html>



事務分掌

部名	業務内容
総括部(本部班、総務班、職員班)	1. 風水害警戒本部の設置・廃止に関すること。 2. 風水害警戒本部事務局に関すること。 3. 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4. 職員の動員に関すること。 5. 災害対策本部への移行に関すること。
秘書・広報部(秘書班、広報班、広聴班)	1. 報道機関に対する情報提供、協力要請 2. 市民からの通報、問合せ対応及び回答に関すること。 3. その他の連絡に関すること。
情報・避難部(情報統括班、避難班)	1. 情報の収集及び整理・分析に関すること。 2. 指定避難所・一時滞在施設の開設及び閉鎖状況の把握に関すること。 3. 避難者(帰宅困難者含む)状況の把握に関すること。
市民部(市民統括班)	1. 区風水害警戒本部からの被害情報の収集(指定避難所を除く)に関するこ
保健衛生部(各班)	1. 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関するこ
福祉部(各班)	1. 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関するこ
施設復旧部(各班)	1. 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関するこ
消防部(各班)	1. 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関するこ 2. その他消防活動に関するこ
水道部(各班)	1. 施設の被害情報の収集・情報提供等に関するこ 2. 施設の点検及び応急措置に関するこ
区風水害警戒本部(区統括班、市民窓口班、くらし応援班、福祉班)	1. 区風水害警戒本部の設置に関するこ 2. 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関するこ 3. 指定避難所の開設、閉鎖に関するこ

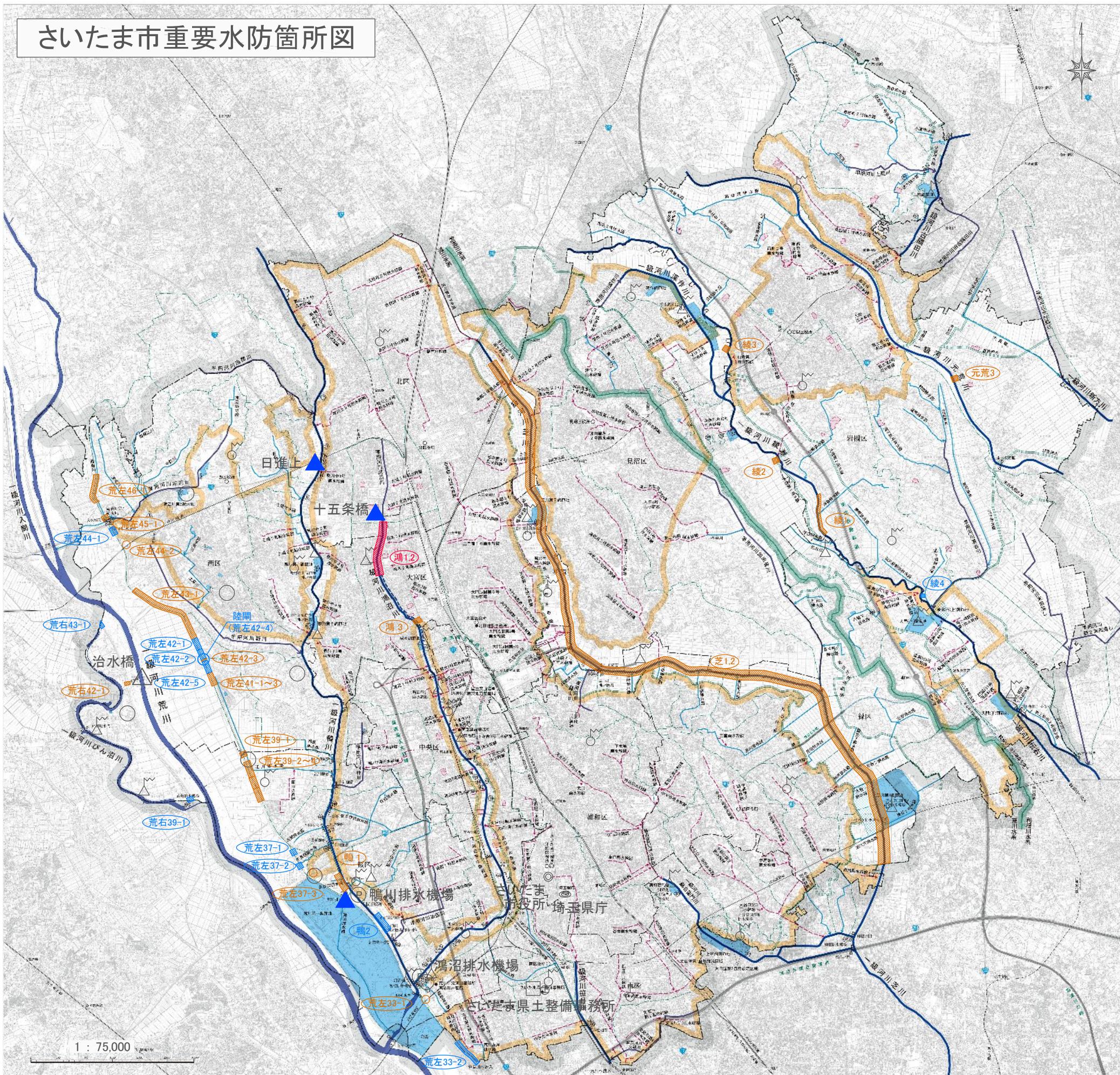
第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、**資料3-1**のとおりであり、市内の設定箇所は**資料3-2**のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、**資料3-3**のとおりであり、市内の設定箇所は**資料3-4**のとおりである。

上記、重要水防箇所を次頁に示す。



凡 例									
■ ■	■ ■	□ ○	△	▲	△	△	△	△	△
重要 水防箇所	水防倉庫								
基準水位観測所(県管理)	基準水位観測所(県管理)	県 管 理	水防管理団体管理	水位局テレメーター	雨量局テレメーター				
最も重要な区間(地域) A	次に重要な区間(地域) B	要注意区間(地域) 要							

重要水防区域総括表(埼玉県管理)

水系名	鴨川	鴻沼川	芝川	元荒川	綾瀬川
	箇所延長(m)	箇所延長(m)	箇所延長(m)	箇所延長(m)	箇所延長(m)
最も重要な区間(区域) A	—	—	2,1,920	—	—
次に重要な区間(区域) B	1	140	1,50	2,29,000	1,20,3,830
要注意区間(区域) 要	1	160	—	—	—
計	2	300	3,1,970	2,29,000	1,20,4,860

重要水防区域総括表
(国土交通省管理)

水系名	荒川		県管理小計	合計
	箇所延長(m)		箇所延長(m)	箇所延長(m)
最も重要な区間(区域) A	—	—	2,1,920	2,1,920
次に重要な区間(区域) B	15	3,343	8,30,040	23,33,383
要注意区間(区域) 要	10	1,733	2,190	12,1,923
計	25	5,076	12,32,150	37,37,226

凡 例	
—	一級河川
—	準用河川
—	普通河川
—	都市下水路
—	雨水幹線
—	用水路
—	行政界
—	流域界
■	市街化区域
■	調整池等(整備済み)
■	調整池等(整備中)
■	流域貯留浸透施設(整備済)
□□□	水門・樋管
○	ポンプ場(国・県)
□	排水機場(市)
○	内水排除用ポンプ(市)
△	その他のポンプ(市)

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要	気象台	気象庁
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	○	
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	○	
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	○	
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	○	
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	○	
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき		○
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		○
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		○

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準 (浸水害)	土壤雨量指基準 (土砂災害)
(埼玉県)南部	南中部	さいたま市	10	79
【備考】				

(大雨警報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準 (浸水害)	土壤雨量指基準 (土砂災害)
(埼玉県)南部	南中部	さいたま市	18	115
【備考】				

(洪水注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數 基準	複合基準 (表面雨量指數、 流域雨量指數)	指定河川洪水予 報による基準
(埼玉県)南部	南中部	さいたま市	元荒川=19.9 伝右川=3.1 芝川=9.6 笛目川=5.5 綾瀬川=12.3 鴨川=9.2 藤右衛門川=8.3 加田屋川=5.6 鴻沼川=6.6	元荒川=(5, 11.5) 芝川=(5, 9.6) 笛目川=(5, 5.5) 綾瀬川=(7, 11.1) 鴨川=(8, 7.6) 藤右衛門川(5, 7.6) 加田屋川=(5, 5.4) 鴻沼川=(5, 5.9)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]、 芝川・新芝川[青木水門]、 荒川[治水橋]

【備考】

※(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合せによる基準値を表しています。

(洪水警報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數 基準	複合基準 (表面雨量指數、 流域雨量指數)	指定河川洪水予 報による基準
(埼玉県)南部	南中部	さいたま市	元荒川=24.9 伝右川=3.9 芝川=12.1 笛目川=6.9 綾瀬川=15.4 鴨川=11.5 藤右衛門川=10.4 加田屋川=7.1 鴻沼川=9.5	元荒川=(14, 12.8) 芝川=(18, 11.3) 笛目川=(8, 6.3) 綾瀬川=(8, 12.3) 鴨川=(8, 11.3) 藤右衛門川=(8, 8.4) 鴻沼川=(16, 6.6)	入間川・小畔川 [菅間]、 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]、 芝川・新芝川[青木水門]、 新河岸川[宮戸橋] 荒川[熊谷・治水橋・ 岩淵水門(上)]

【備考】

※(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合せによる基準値を表しています。

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

(大雨特別警報の発表基準値の格子別一覧)

以下の気象庁 HP に掲載

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

※ 土壤雨量指数・流域雨量指数・表面雨量指数

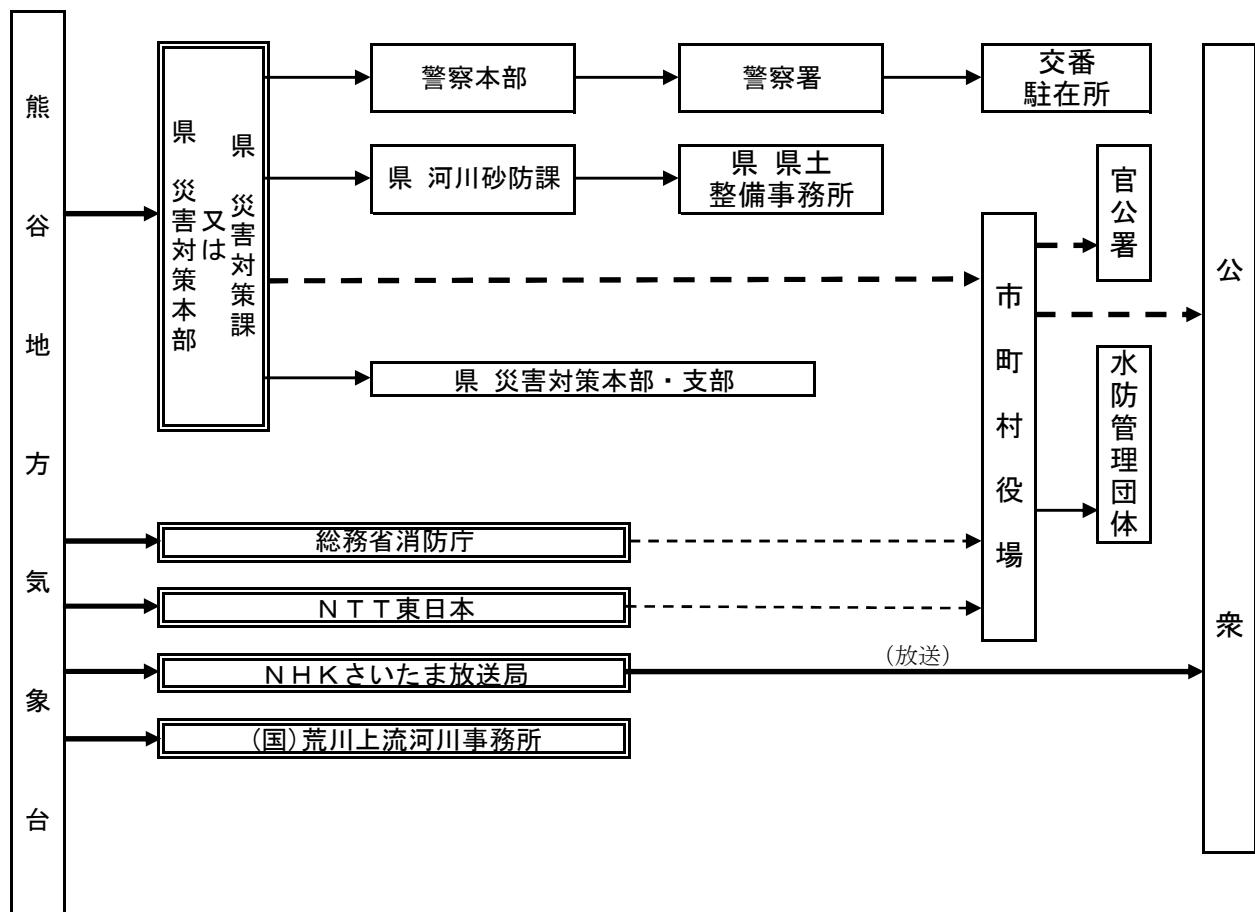
土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

大雨によって発生する土砂災害（土石流・がけ崩れなど）は土壤中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあり、洪水災害（河川の増水、はん濫など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。

表面雨量指数とは、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

(2) 警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国発表の洪水警報）
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報 (下段: 国管理河川の水位の危険度分布※1)	水位情報がある場合 (下段: 洪水警報の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段: 洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報 (下段: 土砂災害の危険度分布)
5	災害発生又は初出	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保必ず安全地帯での立ち入り	5相当 氾濫発生情報 [危険度分布: 黒] (氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水警報) [危険度分布: 黒] (危険)	大雨特別警報(土砂災害) [危険度分布: 黒] (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 [危険度分布: 黒] (避難が必要とする可能性)	4相当 氾濫危険情報 [危険度分布: 紫] (氾濫が予測される可能性)	危険度分布: 紫 (危険)	内水氾濫危険情報 [水位が高まると堤防が決壊する危険]	土砂災害警戒情報 [危険度分布: 紫] (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 [危険度分布: 赤] (氾濫が予測される可能性)	危険度分布: 赤 (危険)		大雨警報(土砂災害) [危険度分布: 赤] (危険)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 [危険度分布: 黄] (氾濫が予測される可能性)	危険度分布: 黄 (危険)		危険度分布: 黄 (危険)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

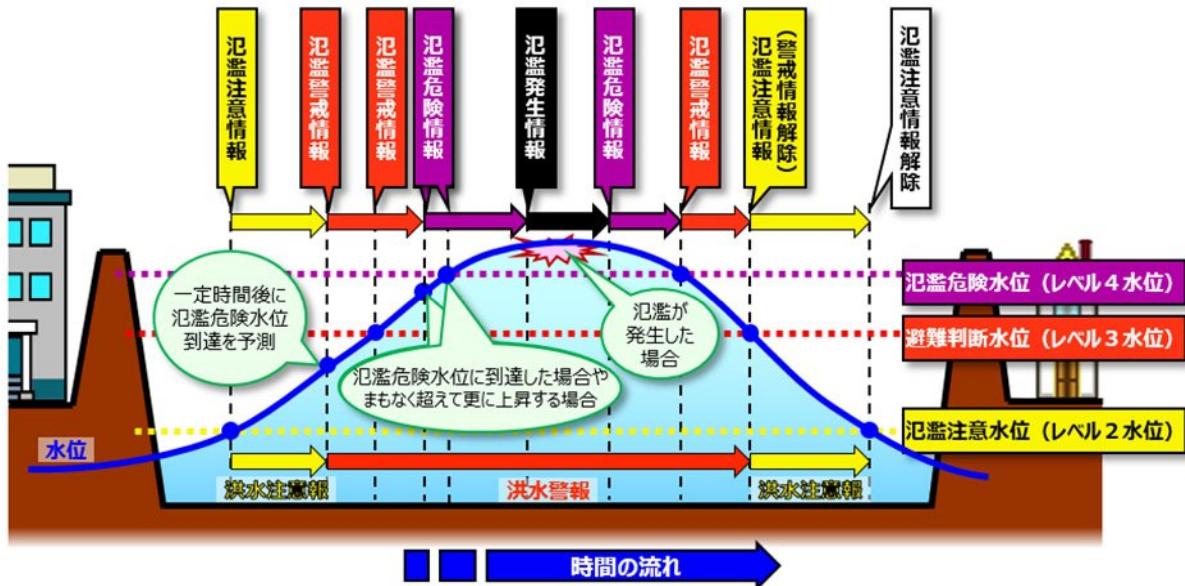
※高齢者等以外の人も、必要に応じ、当段の行動を見合せたり、避難型の準備をしたり、自立的に避難。

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件になった際に示される情報 (市町村に対し国が端末から直送型で提供される情報)

下段太字: 当段、地図上の色表示などにより状況が提供されている情報 (市町村が自ら発信する必要がある情報)

※1) 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水位ノクランク)では、測定水位等から詳細(左右各200m毎)の現状水位を推定し、その地点の堆み等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。※2) 水位が海面より低い場合は、海水による氾濫は、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これにまとめて大雨特別警報(浸水警報)の対象としている。※3) 水位が10cm以上において都道府県がから発表される情報、台風に伴う沿岸の潮位上昇によって危険に陥るため、都江が上昇してから行動していく市安全部に立退き避難ができないおそれがある。※4) 本規制範囲(高潮により海上に立たざるおそれがあると予想される場合に、昇潮が飲食店や屋外への立退き困難が困難となるタイミングで発表して名表されるため、また、高潮特別警報は、数ヶ月に一度の適度の風や同程度の温帶低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を発表して発表するため、両方を警戒レベル4相当警報に位置付ける。注) 気象庁では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)」の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度分布」と併せて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

出典: 避難情報に関するガイドラインの改定 (令和4年9月) 内閣府 防災情報のページ



出典: 気象庁 HP 指定河川洪水予報

本市に係る河川・水位情報の一覧を次表に示す。

水位情報

河川名	水位観測所 零点高	水防団待機水位 (通報水位) 待機・準備		氾濫注意水位 (警戒水位) 出動		避難判断水位 避難準備情報発表目安		氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 氾濫の恐れがある水位		発信 水報予報	水報警 水防警	水報位置
		AP.6.771	AP.7.271	AP.12.571	AP.13.071	AP.12.571	AP.13.071	AP.12.571	AP.13.071			
荒川	治水橋	7.00	7.50	12.80	13.30	—	—	—	—	さいたま市 大字飯玉新田 西区	—	さいたま市 大字飯玉新田 西区
"	熊谷	3.00	3.50	5.00	5.50	—	—	—	—	埼玉県 熊谷市 横町	—	埼玉県 熊谷市 横町
鴨川	日進上	6.75	7.60	—	7.85	埼玉県 日進町二丁目 北区	埼玉県 日進町二丁目 北区	埼玉県 日進町二丁目 北区	埼玉県 日進町二丁目 北区	さいたま市 大字下大久保 桜区	—	さいたま市 大字下大久保 桜区
荒川	鴨川排水機場	5.00	6.10	—	6.89	埼玉県 鴨川排水機場	埼玉県 鴨川排水機場	埼玉県 鴨川排水機場	埼玉県 鴨川排水機場	さいたま市 大字下大久保 桜区	—	さいたま市 大字下大久保 桜区
川	鴻沼川十五条橋	12.00	12.20	—	12.40	埼玉県 鴻沼川十五条橋	埼玉県 鴻沼川十五条橋	埼玉県 鴻沼川十五条橋	埼玉県 鴻沼川十五条橋	さいたま市 大字下大久保 桜区	—	さいたま市 大字下大久保 桜区
芝川	青木水門	3.15	3.75	3.88	4.63	埼玉県 川口市 辻	埼玉県 川口市 辻	埼玉県 川口市 辻	埼玉県 川口市 辻	埼玉県 朝霞市 宮戸	—	埼玉県 朝霞市 宮戸
新河岸川系	宮戸橋	4.50	6.00	7.12	7.48	埼玉県 新河岸川系	埼玉県 新河岸川系	埼玉県 新河岸川系	埼玉県 新河岸川系	埼玉県 新河岸川系	—	埼玉県 新河岸川系
入間川	菅間	7.00	8.00	11.50	12.00	埼玉県 入間川	埼玉県 入間川	埼玉県 入間川	埼玉県 入間川	埼玉県 入間川	—	埼玉県 入間川
"	小ヶ谷	2.00	2.50	2.90	3.30	埼玉県 小ヶ谷	埼玉県 小ヶ谷	埼玉県 小ヶ谷	埼玉県 小ヶ谷	埼玉県 小ヶ谷	—	埼玉県 小ヶ谷
小畔川	八幡橋	3.00	3.50	3.60	4.20	埼玉県 八幡橋	埼玉県 八幡橋	埼玉県 八幡橋	埼玉県 八幡橋	埼玉県 八幡橋	—	埼玉県 八幡橋
利根川	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	—	埼玉県 利根川
"	栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	埼玉県 利根川	—	埼玉県 利根川
川	江戸川西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	埼玉県 川	埼玉県 川	埼玉県 川	埼玉県 川	埼玉県 川	—	埼玉県 川
綾瀬川	一〇橋	3.60	4.05	4.12	4.60	埼玉県 綾瀬川	埼玉県 綾瀬川	埼玉県 綾瀬川	埼玉県 綾瀬川	埼玉県 綾瀬川	—	埼玉県 綾瀬川
水元荒川系	三野宮	6.15	6.55	—	6.80	埼玉県 元荒川	埼玉県 元荒川	埼玉県 元荒川	埼玉県 元荒川	埼玉県 元荒川	—	埼玉県 元荒川
新方川	増林	3.25	3.90	—	4.02	埼玉県 新方川	埼玉県 新方川	埼玉県 新方川	埼玉県 新方川	埼玉県 新方川	—	埼玉県 新方川

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

利根川水系

予報 区域名	河川名	区 域	
利根川 上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで
江戸川	江戸川	左岸	利根川からの分派点から 海（旧河川を除く）まで
		右岸	利根川からの分派点から 海（旧河川を除く）まで

荒川水系

予報 区域名	河川名	区 域	
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から 海（旧川を除く）まで
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先 から 海（旧川を除く）まで
入間川・ 小畔川	入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下 1563 番の 1 地先から 荒川への合流点まで
		右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺 1057 番の 2 地先から 荒川への合流点まで
	小畔川	左岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先から 東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで
		右岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先から 東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

利根川水系

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	氾濫注意 水　位 (警戒水位)	避難判断 水　位	氾濫危険 水　位 (洪水特別警戒水位)
利根川 上流部	利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市 八斗島町	1. 90m	3. 10m	4. 10m
		栗橋	埼玉県久喜市 栗橋	5. 00m	7. 60m	9. 20m
江戸川	江戸川	西関宿	埼玉県幸手市 西関宿	6. 10m	8. 10m	8. 90m

荒川水系

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	気象注意 水　位 (警戒水位)	避難判断 水　位	気象危険 水　位 (洪水特別警戒水位)
荒川	荒川	熊谷	埼玉県熊谷市 榎町	3. 50m	5. 00m	5. 50m
		治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7. 50m	12. 80m	13. 30m
		岩淵水門 (上)	東京都北区 志茂5丁目	4. 10m	6. 50m	7. 70m
入間川・ 小畔川	入間川	菅間	埼玉県川越市 鹿飼	8. 00m	11. 50m	12. 00m
		小ヶ谷	埼玉県川越市 小ヶ谷	2. 50m	2. 90m	3. 30m
	小畔川	八幡橋	埼玉県川越市 名細	3. 50m	3. 60m	4. 20m

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
利根川上流部	国土交通省関東地方整備局
江戸川	気象庁大気海洋部
荒川	国土交通省関東地方整備局 気象庁大気海洋部
入間川・ 小畔川	荒川上流河川事務所 熊谷地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、**資料4－1**のとおり。

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料4－2**のとおり。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

利根川水系

予報 区域名	河川名	区 域	
綾瀬川 中流部 (一の橋区間)	綾瀬川	左岸	さいたま市緑区大字大門字野原4910番の2地先駿橋下流端から 越谷市大字蒲生字山王3794番地先直轄管理区間境まで
		右岸	川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先駿橋下流端から 草加市金明町 1361 番地 3 地先直轄管理区間境まで

荒川水系

予報 区域名	河川名	区 域	
新河岸川	新河岸川	左岸	・川越市大字大仙波1259-1地先から 和光市下新倉4197地先まで
		右岸	・川越市扇河岸243-2地先から 和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
芝川・ 新芝川	芝川	左岸	・さいたま市緑区大字大間木字八町2338番地の1地先八丁 橋下流から 川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで ・東京都足立区鹿浜2丁目地内 新芝川合流点から 川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
		右岸	・さいたま市緑区大字大間木字八町 1884 番地の 1 地先八 丁橋下流から 川口市大字辻地内 新芝川分派点まで ・川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から 川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
	新芝川	左岸	・川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から 東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで
		右岸	・川口市大字辻地内 芝川分派点から 川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

利根川水系

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水 位 (洪水特別警戒水位)
綾瀬川 中流部 (一の橋区間)	綾瀬川	一の橋	草加市 長栄町	A. P. 4. 05m	A. P. 4. 12m	A. P. 4. 60m

荒川水系

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水 位 (洪水特別警戒水位)
新河岸川	新河岸川	宮戸橋	朝霞市 宮戸	A. P. 6. 00m	A. P. 7. 12m	A. P. 7. 48m
芝川・ 新芝川	芝川 新芝川	青木水門	川口市 辻	A. P. 3. 75m	A. P. 3. 88m	A. P. 4. 63m

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
綾瀬川中流部 (一の橋区間)	埼玉県県土整備部河川砂防課 熊谷地方気象台
新河岸川	埼玉県県土整備部河川砂防課 熊谷地方気象台
芝川・新芝川	埼玉県県土整備部河川砂防課、東京都建設局河川部防災課 熊谷地方気象台、気象庁大気海洋部

④洪水予報の発表形式

発表形式は、**資料4-1**のとおり。

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料4-3**のとおり。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川(水位周知河川)について、水位到達情報の通知を受けた時、又は知事が指定した河川(水位周知河川)について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

利根川水系

河川名	観測所名	区域	
元荒川	三野宮	右岸	越谷市大字三野宮字中川原 60-3 地先から 越谷市東町 2 丁目(中川合流点)まで
		左岸	越谷市大字野島字川端 73-1 地先から 越谷市中島(中川合流点)まで
新方川	増林	右岸	さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 地先から 越谷市中島地先(中川合流点)まで
		左岸	春日部市増田新田字南 313 地先から 吉川市川野地先(中川合流点)まで

荒川水系

河川名	観測所名	区域	
鴨川	日進上	右岸	上尾市向山 263-11 地先（搖木橋下流端）から さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先まで
		左岸	上尾市西宮下 4 丁目（搖木橋下流端）から さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先まで
鴨川	排水機場	右岸	さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先から さいたま市桜区新開（さくら草橋上流端）まで
		左岸	さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先から さいたま市桜区田島 9 丁目（さくら草橋上流端）まで
鴻沼川	十五条橋	右岸	さいたま市北区櫛引町 2 丁目 253-1 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで
		左岸	さいたま市大宮区大成町 3 丁目 689 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

利根川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
元荒川	三野宮	越谷市三野宮	A.P. 6.15	A.P. 6.55	—	A.P. 6.80
新方川	増林	越谷市花田	A.P. 3.25	A.P. 3.90	—	A.P. 4.02

荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
鴨川	日進上	さいたま市北区日進町二丁目	A.P. 6.75	A.P. 7.60	—	A.P. 7.85
	鴨川排水機場	さいたま市桜区下大久保	A.P. 5.00	A.P. 6.10	—	A.P. 6.89
鴻沼川	十五条橋	さいたま市北区櫛引二丁目	A.P. 12.00	A.P. 12.20	—	A.P. 12.40

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
元荒川	三野宮	埼玉県県土整備部河川砂防課
新方川	増林	
鴨川	日進上	
	鴨川排水機場	
鴻沼川	十五条橋	

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、**資料4-4**のとおり。

⑤水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、**資料4-5**のとおり。

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水・法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

荒川水系

河川名	観測所名	区 域	
荒川	治水橋	右岸	川越市大字中老袋字田島 301 番 1 地先から 東京都板橋区三園 2 丁目 80 番の 1 地先まで
		左岸	上尾市大字平方字横町 433 番 5 地先から 戸田市大字早瀬 1 丁目 4335 番地先まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所

荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
荒川	治水橋	さいたま市西区 大字飯田新田	7.00	7.50	12.80	13.30	14.59

③水防警報の担当官署

荒川水系

河川名	観測所名	担当官署
荒川	治水橋	荒川上流河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、**資料4-6**のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料4-7**のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

利根川水系

河川名	観測所名	区 域	
綾瀬川	一の橋	右岸	川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先(駒橋下流端)から 草加市金明町 1361-3 地先(直轄管理区間境)まで
		左岸	さいたま市緑区大字大門字野原 4910-2 地先(駒橋下流端)から 越谷市大字蒲生字山王 794 地先(直轄管理区間境)まで
新方川	増林	右岸	さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 地先から 越谷市中島地先(中川合流点)まで
		左岸	春日部市増田新田字南 313 地先から 吉川市川野地先(中川合流点)まで

荒川水系

河川名	観測所名	区域	
鴨川	日進上	右岸	上尾市向山 263-11 地先 (搖木橋下流端) から さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先まで
		左岸	上尾市西宮下 4 丁目 (搖木橋下流端) から さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先まで
	排水機場	右岸	さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先から さいたま市桜区新開 (さくら草橋上流端) まで
		左岸	さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先から さいたま市桜区田島 9 丁目 (さくら草橋上流端) まで
鴻沼川	十五条橋	右岸	さいたま市北区櫛引町 2 丁目 253-1 地先から さいたま市桜区田島地先 (鴨川合流点) まで
		左岸	さいたま市大宮区大成町 3 丁目 689 地先から さいたま市桜区田島地先 (鴨川合流点) まで
芝川	青木水門	右岸	さいたま市緑区大字大間木字八町 1884-1 地先 (八丁 橋下流) から 川口市大字辻地内 (新芝川分派点) まで
		左岸	川口市領家 5 丁目地内 (新芝川合流点) から 川口市領家 5 丁目地内 (荒川合流点) まで さいたま市緑区大字大間木字八町 2338-1 地先 (八丁 橋下流) から 川口市上青木 2 丁目地内 (新芝川分派点) まで 足立区鹿浜 2 丁目地内 (新芝川合流点) から 川口市領家 5 丁目地内 (荒川合流点) まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所

利根川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
綾瀬川	一の橋	草加市长栄町	A.P.3.60	A.P.4.05	A.P.4.12	A.P.4.60	A.P.4.590
新方川	増林	越谷市花田	A.P.3.25	A.P.3.90	-	A.P.4.02	A.P.4.790

荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
鴨川	日進上	さいたま市北区 日進町二丁目	A.P. 6.75	A.P. 7.60	—	A.P. 7.85	A.P. 8.570
	鴨川排水機場	さいたま市桜区 下大久保	A.P. 5.00	A.P. 6.10	—	A.P. 6.89	A.P. 7.300
鴻沼川	十五条橋	さいたま市北区 櫛引二丁目	A.P. 12.00	A.P. 12.20	—	A.P. 12.40	A.P. 12.630
芝川	青木水門	川口市 辻	A.P. 3.15	A.P. 3.75	A.P. 3.88	A.P. 4.63	A.P. 6.123

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
綾瀬川	一の橋	埼玉県国土整備部河川砂防課
新方川	増林	
鴨川	日進上	
	鴨川排水機場	
鴻沼川	十五条橋	
芝川	青木水門	

④水防警報の発表形式

発表形式は、**資料4-8**のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料4-9**のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が37箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が2箇所ある。詳細は**資料5-1**に示す。

また、市で水位観測し通報を行っている観測所はない。

(2) 水位の通報

①水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は**4.2**の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況をさいたま県土整備事務所に通報しなければならない。

②県土整備事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに埼玉県河川砂防課に通報するものとする。

③埼玉県河川砂防課は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある各県土整備事務所及び総合治水事務所に直ちに通報するものとする。

(3) 水位の公表

水防本部は、次の方法で水位状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

埼玉県版川の防災情報

パソコン版・スマートフォン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp>)

さいたま市水位情報システム

パソコン版 (<https://www.flood-info.city.saitama.jp/>)

スマートフォン版

(<https://www.flood-info.city.saitama.jp/JP/smt/index.aspx>)

さいたま市水位情報システムの詳細は**資料5-2**に示す。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は18箇所ある。詳細は、**資料5-3**のとおりである。また、市で雨量観測し通報を行っている観測所はない。

(2) 雨量の通報

県土整備事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに埼玉県河川砂防課に通報し、埼玉県河川砂防課はその情報を関係する県土整備事務所及び総合治水事務所に通報するものとする。

(3) 雨量の公表

埼玉県河川砂防課は、次の方法で雨量状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

埼玉県版川の防災情報

パソコン版・スマートフォン版 (<https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp>)

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

- ・気象庁

<https://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

(3) 潮位・波高

国土交通省防災情報リンク

<https://www.milt.go.jp/saigai/bosaijoho/>

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>

- ・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

第7章 水門等の操作

7.1 水門等

(1) 河川区間の水門（洪水）

水防上重要な水門等各施設の操作基準は **資料7** のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認められたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所等に迅速に連絡するものとする。

7.3 連絡系統

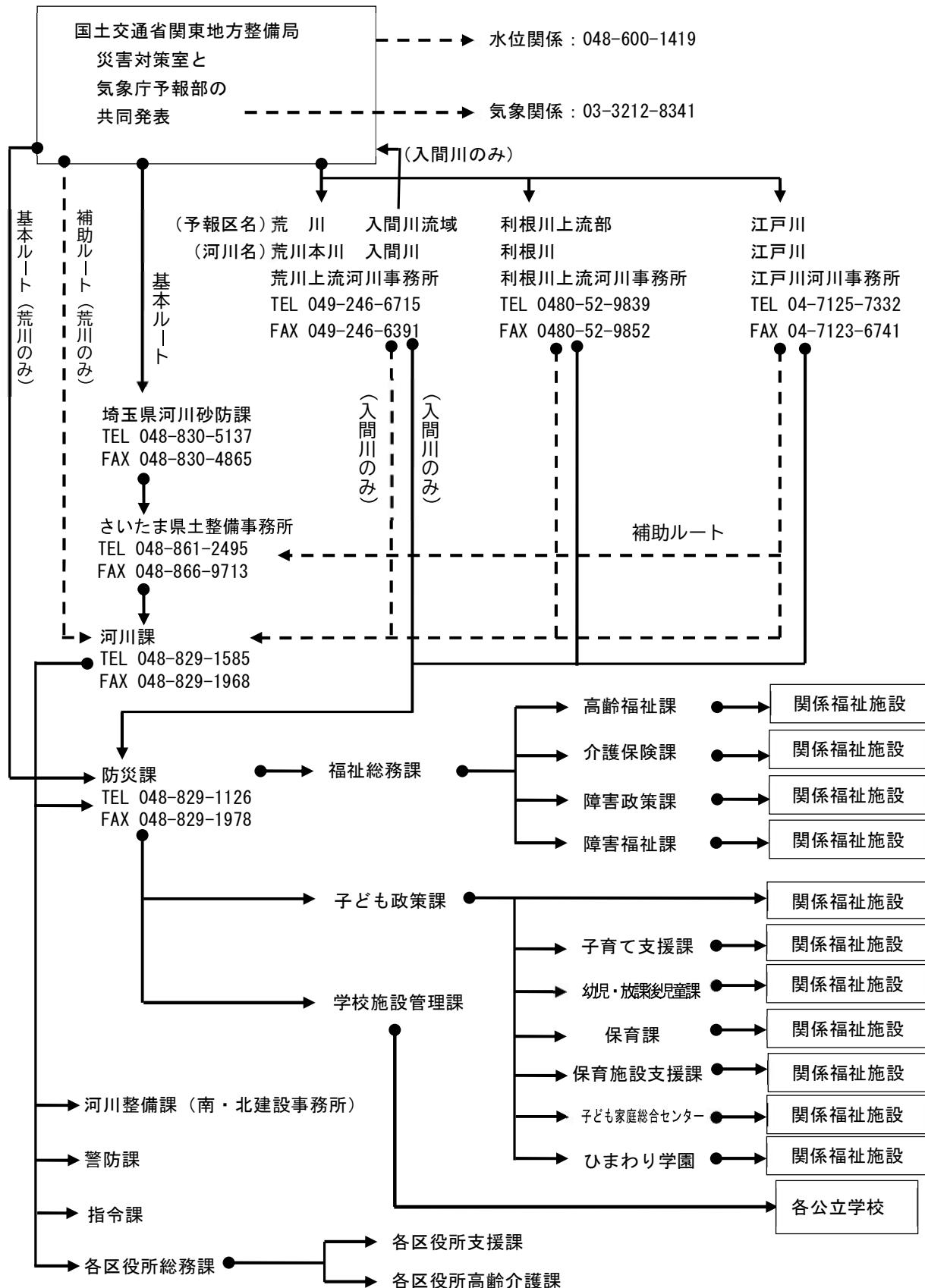
連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

(1) 国が発表する洪水予報（水防法第10条第2項、第3項）

発表機関



(2) 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報(水防法第11条第1項)

・対象となる河川及び水位標

芝川

青木水門

新河岸川

宮戸橋

綾瀬川

一の橋

・伝達系統

(発表機関)

埼玉県河川砂防課

TEL 048-830-5137

FAX 048-830-4865

さいたま県土整備事務所

TEL 048-861-2495

FAX 048-866-9713

さいたま市 河川課

TEL 048-829-1585

FAX 048-829-1968

さいたま市

危機管理部防災課

TEL 048-829-1126

FAX 048-829-1978

市関係各所(32ページと同様)

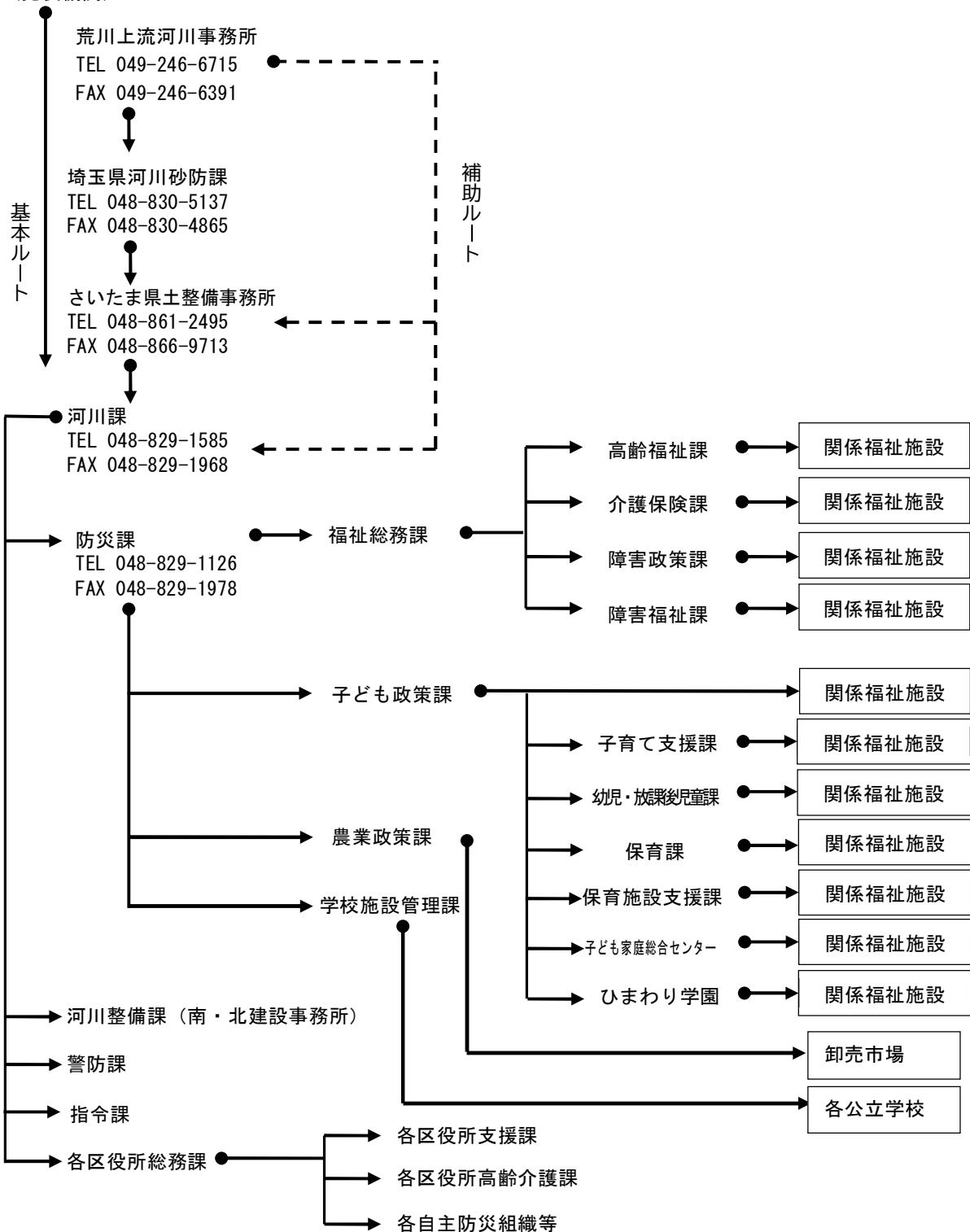
(3) 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統（水防法第16条関連）

・対象となる河川及び水位標

荒川 治水橋

・伝達系統

(発表機関)



(4)埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統(水防法第16条関連)

・対象となる河川及び水位標

鴨川	日進上	芝川	青木水門
	鴨川排水機場	綾瀬川	一の橋
鴻沼川	十五条橋	新方川	増林

・伝達系統

(発表機関)

埼玉県河川砂防課
TEL 048-830-5137
FAX 048-830-4865

↓
さいたま県土整備事務所
TEL 048-861-2495
FAX 048-866-9713

↓
さいたま市 河川課
TEL 048-829-1585
FAX 048-829-1968

↓
市関係各所(34ページと同様)

(5)埼玉県知事が発表する水位情報の通知及び周知一伝達系統(水防法第13条第2項)

・対象となる河川及び水位標

鴨川	日進上	元荒川	三野宮
	鴨川排水機場	新方川	増林
鴻沼川	十五条橋		

・伝達系統

(発表機関)

埼玉県河川砂防課
TEL 048-830-5137
FAX 048-830-4865

↓
さいたま県土整備事務所
TEL 048-861-2495
FAX 048-866-9713

↓
さいたま市 河川課
TEL 048-829-1585
FAX 048-829-1968

↓
さいたま市
危機管理部防災課
TEL 048-829-1126
FAX 048-829-1978

↓
市関係各所(34ページと同様)

水防関係連絡一覧

水防関係連絡先一覧（河川）

1 官公署等（県関係、県警本部ほか）

名 称	メーラー アドレス	電 話	防災行政電話	F A X
埼 河 川 玉 砂 防 県 課	a5120-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-5137	防災釦-6-5137	048-830-4865
埼 河 川 玉 環 境 県 課	a5120-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-5142	防災釦-6-5142	048-830-4866
埼 玉 県 さいたま 県 土 整 備 事 務 所	p612495e@pref.saitama.lg.jp	048-861-2495	9-511-21	048-866-9713
埼 朝 霞 県 土 整 備 事 務 所	j7146619@pref.saitama.lg.jp	048-471-4661	9-522-21	048-471-4666
埼 北 本 県 土 整 備 事 務 所	m538200@pref.saitama.lg.jp	048-540-8200	9-512-21	048-540-8203
埼 川 越 県 土 整 備 事 務 所	r432020p@pref.saitama.lg.jp	049-243-2023	9-513-21	049-243-2134
埼 飯 能 県 土 整 備 事 務 所	f732281d@pref.saitama.lg.jp	042-973-2281	9-514-21	042-975-1417
埼 東 松 山 県 土 整 備 事 務 所	s222333g@pref.saitama.lg.jp	0493-22-2333	9-515-21	0493-21-1214
埼 秩 父 県 土 整 備 事 務 所	t2237156@pref.saitama.lg.jp	0494-22-3715	(*985) 516-21	0494-21-1270
埼 本 庄 県 土 整 備 事 務 所	u2131419@pref.saitama.lg.jp	0495-21-3141	9-517-21	0495-25-1470
埼 熊 谷 県 土 整 備 事 務 所	k3387783@pref.saitama.lg.jp	048-533-8416	9-518-21	048-530-1270
埼 行 田 県 土 整 備 事 務 所	k5452111@pref.saitama.lg.jp	048-554-5211	9-519-21	048-554-5216
埼 越 谷 県 土 整 備 事 務 所	q645221i@pref.saitama.lg.jp	048-964-5221	9-520-21	048-960-1530
埼 杉 戸 県 土 整 備 事 務 所	g342381a@pref.saitama.lg.jp	0480-34-2381	9-521-21	0480-36-1442
埼 総 合 治 水 事 務 所	n3720013@pref.saitama.lg.jp	048-737-2001	9-524-21	048-739-1435
埼 道 路 玉 環 境 県 課	a5090-08@pref.saitama.lg.jp	048-830-5107	防災釦-6-5107	048-830-1942
埼 災 害 対 策 県 課	a8170-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-8181 時間外 048-830-8111	防災釦-6-8181	048-830-8159
埼 玉 県 警 察 本 部 危 機 管 理 課	saitaika@mail.police.pref.saitama.jp	048-832-0110 内線 5833~5835	-	048-825-9628
東 京 建 設 局 河 川 部 防 災 課	mail-rcv@kasen-suibo.metro.tokyo.jp	03-5320-5435	83-702-70972	(受信優先) 03-5388-1535 03-5388-1534
茨 河 城 川 県 課	suibou@pref.ibaraki.lg.jp	029-301-4490	83-765-4490	029-301-4499
群 河 馬 川 県 課	kasen-bousai@pref.gunma.lg.jp	027-226-3619	-	027-224-1368
栃 河 木 川 県 課	kasen@pref.tochigi.lg.jp	028-623-2445	-	028-623-2441
千 河 川 葉 環 境 県 課	suibohonbu@mz.pref.chiba.lg.jp	043-223-3156	83-704-7640	043-221-1950
東 日 本 電 信 電 話 株 埼玉 事 業 部 設 備 部 (災 害 対 策 室)	saitama_saitai1-gm@east.ntt.co.jp	048-626-6623 時間外 048-824-4141	-	048-834-7495 時間外 822-9961
東 京 発 電 株 埼玉 事 業 所 玉 淀 事 務 所	teg-tamayodo@touhatu.tgn.ne.jp	048-581-1133	-	048-581-5040

2 官公署（国土交通省関係、自衛隊）

※つながらない場合は執務室に連絡

名 称	メーラアドレス	電 話	マイクロ電話	F A X
国 土 交 通 省 國 関 東 地 方 整 備 局 災 害 対 策 室	—	048-600-1419	83-6391、6392	048-600-1420
国 土 交 通 省 荒 川 上 流 河 川 事 務 所	ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp	049-246-6715	83-732-591 ~595	049-246-6391
同 西 浦 和 出 張 所	—	048-861-9129	—	048-839-4670
同 入 間 川 出 張 所	—	049-231-0458	—	049-231-7590
同 越 迂 川 出 張 所	—	0493-34-3129	—	0493-34-3466
同 熊 谷 出 張 所	—	048-522-0612	—	048-524-5041
国 土 交 通 省 荒 川 下 流 河 川 事 務 所	ktr-arage-saigai@mlit.go.jp	03-3902-3220	83-733-591 ~594	03-3902-6676
同 岩 渕 出 張 所	—	03-3901-4240	83-733-6125	03-3901-2442
国 土 交 通 省 利 根 川 上 流 河 川 事 務 所	ktr-tonejo-saitai@mlit.go.jp	0480-52-9839	83-711-591	0480-52-9852
同 大 利 根 出 張 所	ktr-83711-ootone@nyb.mlit.go.jp	0480-72-8360	83-711-6322	0480-72-8363
同 川 俣 出 張 所	ktr-83711-kawamata@nyb.mlit.go.jp	048-563-1992	83-711-6222	048-563-1993
同 八 斗 島 出 張 所	ktr-83711-yattajima@nyb.mlit.go.jp	0270-32-0168	83-711-6122	0270-32-0536
国 土 交 通 省 江 戸 川 河 川 事 務 所	ktr-edobousai@mlit.go.jp	04-7125-7332	83-731-591 ~598	04-7123-6741
同 三 郷 出 張 所	—	048-952-7015	83-731-6725	048-952-7905
同 中 川 出 張 所	—	048-962-2634	83-731-6522	048-965-8482
同 中 川 下 流 出 張 所	—	03-3694-2757	83-731-6622	03-3693-3932
同 江 戸 川 上 流 出 張 所	—	048-746-0063	83-731-6122	048-745-0165
同 運 河 出 張 所	—	04-7152-0102	83-731-6222	04-7152-6961
同 首 都 圈 外 郊 放 水 路 管 理 支 所	—	048-746-7524	83-731-6922	048-746-7574
国 土 交 通 省 高 崎 河 川 国 道 事 務 所	—	027-345-6062	745-381~5	027-345-6097
同 高 崎 出 張 所	—	027-322-2597	745-6125 6122~6125	027-322-2592
陸 上 自 衛 隊 第 3 2 普 通 課 連 隊 第 2 科 (大 宮 駐 屯 地)	ea_1d_32i_hq_t@gbase.gsdf.mod.go.jp	048-663-4241 内線 425~426 時間外直通 内線 402	—	048-663-4241 内線 427
陸 上 自 衛 隊 第 1 师 団 司 令 部 (練 馬 駐 屯 地)	—	03-3933-1161 内線2128, 2129, 2723, 2724 時間外直通 内線2709	—	03-3933-8220
氣 象 序 熊 谷 地 方 気 象 台	—	048-521-0058	—	048-526-1561

3 指定水防管理団体

名 称	メーラアドレス	事 務 局	電 話	F A X
川 島 町	soumu@town.kawajima.lg.jp	川 島 町 防 災 対 策 室	0 4 9 - 2 9 9 - 1 7 5 3	0 4 9 - 2 9 7 - 6 0 5 8
行 田 市	kikikanri@city.gyoda.lg.jp	行 田 市 危 機 管 理 課	0 4 8 - 5 5 6 - 1 1 1 1	0 4 8 - 5 5 6 - 2 1 1 7
さ い た ま 市	kasen@city.saitama.lg.jp	さ い た ま 市 河 川 課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 5 8 5	0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 6 8
吉 見 町	y-9002@town.yoshimi.saitama.jp	吉 見 町 総 務 課	0 4 9 3 - 5 4 - 1 5 0 5	0 4 9 3 - 5 4 - 4 2 0 0
荒 川 左 岸 水 害 予 防 組 合	douro@city.warabi.saitama.jp	蕨 市 道 路 公 園 課	0 4 8 - 4 3 3 - 7 7 1 8	0 4 8 - 4 3 1 - 6 7 8 9
大 里 郡 利 根 川 水 害 予 防 組 合	douro@city.fukaya.lg.jp	深 谷 市 道 路 河 川 課	0 4 8 - 5 7 4 - 6 6 5 2 時間外・土日祝日 0 4 8 - 5 7 1 - 1 2 1 1	0 4 8 - 5 7 4 - 6 6 7 0
越 辺 川・高 麗 川 水 害 予 防 組 合	sakado28@city.sakado.lg.jp	坂 戸 市 防 災 安 全 課	0 4 9 - 2 8 3 - 1 3 3 1 内線 2 1 9 直通 2 8 3 - 1 4 8 9	0 4 9 - 2 8 3 - 3 9 0 3
神 流 川 水 害 予 防 組 合	bousaik@town.saitama-kamikawa.lg.jp	神 川 町 防 災 環 境 課	0 4 9 5 - 7 7 - 2 1 2 4	0 4 9 5 - 7 7 - 3 9 1 5
坂 東 上 流 水 害 予 防 組 合	kikikanri@city.honjo.lg.jp	本 庄 市 危 機 管 理 課	0 4 9 5 - 2 5 - 1 1 1 1 内線 3 7 1 1	0 4 9 5 - 2 2 - 0 6 0 2
荒 川 北 縁 水 防 事 務 組 合	kanri@city.kumagaya.lg.jp	熊 谷 市 管 理 課	0 4 8 - 5 2 4 - 1 4 8 1	0 4 8 - 5 2 5 - 8 8 7 8
江 戸 川 水 防 事 務 組 合	bousai@city.misato.lg.jp	三 鄉 市 危 機 管 理 防 災 課	0 4 8 - 9 3 0 - 7 8 3 2 時間外 9 5 2 - 1 2 1 1	0 4 8 - 9 5 2 - 6 7 8 0 時間外 9 5 2 - 1 5 4 4
加 須 市・羽 生 市 水 防 事 務 組 合	chisui@city.kazo.lg.jp	加 須 市 治 水 課	0 4 8 0 - 6 2 - 1 1 1 1 内線 2 3 7	0 4 8 0 - 6 2 - 1 9 3 4
熊 谷 市 (旧 荒 川 南 縁 水 害 予 防 組 合)	o-gyoseic@city.kumagaya.lg.jp	熊 谷 市 大 里 行 政 セン タ ー	0 4 9 3 - 3 9 - 0 3 1 1	0 4 9 3 - 3 9 - 3 3 0 9
利 根 川 栗 橋 流 域 水 防 事 務 組 合	kikikanri@city.kuki.lg.jp	久 喜 市 危 機 管 理 課	0 4 8 0 - 2 2 - 1 1 1 1 内線 2 6 4 6	0 4 8 0 - 2 1 - 1 6 4 1

4 水防管理団体（市町村）

名 称	担 当 課	メーラアドレス	電 話	F A X
上 尾 市	道路河川課	s359000@city.ageo.lg.jp	0 4 8 - 7 7 5 - 9 3 8 1	0 4 8 - 7 7 5 - 9 9 0 6
朝 霞 市	危機管理室	kiki_kanri@city.asaka.lg.jp	0 4 8 - 4 6 3 - 1 1 1 1 内線 2 3 7 2	0 4 8 - 4 6 3 - 1 1 9 5
伊 奈 町	土木課	doboku@town.saitama-ina.lg.jp	0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1	0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 3 8
入 間 市	危機管理課	ir411000@city.iruma.lg.jp	0 4 - 2 9 6 4 - 1 1 1 1 内線 3 3 6 1	0 4 - 2 9 6 4 - 7 8 1 8
小 鹿 野 町	総務課	shouboubosai@town.ogano.lg.jp	0 4 9 4 - 7 5 - 1 2 2 1	0 4 9 4 - 7 5 - 2 8 1 9
小 川 町	防災地域支援課	ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp	0 4 9 3 - 7 2 - 1 2 2 1	0 4 9 3 - 7 4 - 2 9 2 0
桶 川 市	道路河川課	kasen@city.okegawa.lg.jp	0 4 8 - 7 8 6 - 3 2 1 1 内線 2 7 3 2	0 4 8 - 7 8 6 - 5 0 4 3
越 生 町	総務課	soumu@town.ogose.lg.jp	0 4 9 - 2 9 2 - 3 1 2 1	0 4 9 - 2 9 2 - 5 4 0 0

名 称	担 当 課	メーラアドレス	電 話	F A X
春 日 部 市	危機管理防災課	bosai@city.kasukabe.lg.jp	048-736-1111 内線 2341 時間外 消防本部警防課 指令担当 048-738-3111	048-734-0869 時間外 消防本部警防課 指令担当 048-735-1536
加 須 市	治水課	chisui@city.kazo.lg.jp	0480-62-1111 内線 237	0480-62-1934
神 川 町	防災環境課	bousai@town.saitama-kamikawa.lg.jp	0495-77-2124	0495-77-3915
上 里 町	くらし安全課	kurashi@town.kamisato.lg.jp	0495-35-1226 内線 2221	0495-33-2429
川 口 市	河川課	110.04000@city.kawaguchi.lg.jp	048-280-1209	048-285-2001
川 越 市	河川課	kasen@city.kawagoe.lg.jp	049-224-6041	049-224-8804
川 島 町	防災対策室	soumu@town.kawajima.lg.jp	049-299-1753	049-297-6058
北 本 市	くらし安全課	bousai@city.kitamoto.lg.jp	048-594-5523	048-592-5997
行 田 市	危機管理課	kikikanri@city.gyoda.lg.jp	048-556-1111	048-556-2117
久 喜 市	危機管理課	kikikanri@city.kuki.lg.jp	0480-22-1111 内線 2646	0480-21-1641
熊 谷 市	管理課	kanri@city.kumagaya.lg.jp	048-524-1481	048-525-8878
鴻 巣 市	危機管理課	kikikari@city.kounosu.lg.jp	048-541-1321 内線 2473 直通 541-1879	048-543-5480
越 谷 市	危機管理室	kikikanri@city.koshigaya.lg.jp	048-964-2111 内線 3316 時間外 消防局指令課 048-974-0101	048-965-7809 時間外 消防局指令課 048-977-1199
さ い た ま 市	河川課	kasen@city.saitama.lg.jp	048-829-1585	048-829-1968
坂 戸 市	防災安全課	sakado28@city.sakado.lg.jp	049-283-1331 内線 219 直通 283-1489	049-283-3903
幸 手 市	くらし防災課	bousai@city.satte.lg.jp	0480-43-1111 内線 582	0480-43-6033
狭 山 市	危機管理課	kikikanri@city.sayama.lg.jp	04-2953-1111 内線 3694	04-2954-8670
志 木 市	防災危機管理課	bousai@city.shiki.lg.jp	048-473-1123 時間外 473-1111	048-473-1294
白 岡 市	安心安全課	anshinanzen@city.shiraoka.lg.jp	0480-92-1111 内線 371	0480-92-9096
杉 戸 町	危機管理課	kikikanri@town.sugito.lg.jp	0480-33-1111 内線 282	0480-33-4550
草 加 市	建設管理課	ken-kanri@city.soka.lg.jp	048-922-2069	048-922-3152
秩 父 市	危機管理課	kiki@city.chichibu.lg.jp	0494-22-2211 内線 1362	0494-22-1363
鶴 ケ 島 市	危機管理課	10400090@city.tsurugashima.lg.jp	049-271-1111	049-271-1190
と き が わ 町	総務課	bosai@town.tokigawa.lg.jp	0493-65-1521	0493-65-3631
所 泽 市	河川課	a9375@city.tokorozawa.lg.jp	04-2998-9375	04-2998-9153
戸 田 市	河川課	kasen@city.toda.lg.jp	048-229-4801	048-444-1609

名 称	担 当 課	メ ルア ドレス	電 話	F A X
滑 川 町	総務政策課	na3411103@town.namegawa.lg.jp	0493-56-6912	0493-56-2448
長 潤 町	総務課	somu@town.nagatoro.lg.jp	0494-66-3111	0494-66-0894
新 座 市	危機管理室	kikikanri@city.niiza.lg.jp	048-477-2502	048-481-6748
蓮 田 市	危機管理課	kikikanri@city.hasuda.lg.jp	048-765-1734	048-765-1700
鳩 山 町	総務課	h210@town.hatoyama.lg.jp	049-296-1211	049-296-2594
羽 生 市	建設課	kensetsu@city.hanyu.lg.jp	048-561-1121 内線 251 時間外 565-1919	048-561-6380 時間外 565-1166
飯 能 市	防災危機管理室	kikikanri@city.hanno.lg.jp	042-973-2723	042-972-8455
東 秩 父 村	総務課	soumu@vill.higashichichibu.lg.jp	0493-82-1222	0493-82-1562
東 松 山 市	危機管理防災課	KIKIKANRIBOSAIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp	0493-21-1405 時間外 23-2221	0493-22-7799
日 高 市	危機管理課	kikikanri@city.hidaka.lg.jp	042-989-2111 内線 3344	042-985-3371
深 谷 市	総務防災課	somu@city.fukaya.lg.jp	048-574-6635 時間外・土日祝 048-571-1211	048-571-5055
富 士 見 市	危機管理課	f1g010@city.fujimi.lg.jp	049-251-2711 内線 445	049-251-2760
ふ じ み 野 市	危機管理防災課	bosai@city.fujimino.lg.jp	049-262-9017	049-257-6061
本 庄 市	危機管理課	kikikanri@city.honjo.lg.jp	0495-25-1111 内線 3711	0495-22-0602
松 伏 町	総務課	soumu1010200@town.matsubushi.lg.jp	048-991-1895 時間外(守衛室)991-1900	048-991-7681
三 郷 市	危機管理防災課	bousai@city.misato.lg.jp	048-930-7832 時間外 952-1211	048-952-6780 時間外 952-1544
美 里 町	建設課	doboku@town.saitama-misato.lg.jp	0495-76-5134	0495-76-0909
皆 野 町	総務課	kikikanri@town.minano.lg.jp	0494-62-1231	0494-62-2791
宮 代 町	町民生活課	anshin@town.miyashiro.lg.jp	0480-34-1111	0480-34-1093
三 芳 町	道路交通課	douro@town.saitama-miyoshi.lg.jp	049-274-1011	049-274-1052
毛 呂 山 町	総務課	soumu@town.moroyama.lg.jp	049-295-2112	049-295-0771
八 潮 市	危機管理防災課	k-bosai@city.yashio.lg.jp	048-996-2111 内線 305	048-996-2206
横 瀬 町	総務課	soumu@town.yokoze.lg.jp	0494-25-0111	0494-23-9349
吉 川 市	危機管理課	kikikanri@city.yoshikawa.lg.jp	048-982-5111 時間外 吉川・松伏消防組合 消防本部指令課 982-3931	048-982-9401 時間外 吉川・松伏消防組合 消防本部指令課 982-3917
吉 見 町	総務課	y-9002@town.yoshimi.saitama.jp	0493-54-1505	0493-54-4200
寄 居 町	自治防災課	jichibousai@town.yorii.saitama.jp	048-581-2121 内線 371	048-581-5100
嵐 山 町	地域支援課	r-chiikisen02@town.ranzan.lg.jp	0493-62-2152	0493-62-5935
和 光 市	危機管理室	b0200@city.wako.lg.jp	048-464-1111 内線 2375	048-464-1234
蕨 市	道路公園課	douro@city.warabi.saitama.jp	048-433-7718	048-431-6789

県管理河川 洪水予報・水位情報周知 伝達先一覧

市町村名	水防管理団体				避難指示等担当課			
	課・係名	メールアドレス	電話	FAX	課・係名	メールアドレス	電話	FAX
上尾市	道路河川課 河川担当	s359000@city.ago.lg.jp	048-775-9381	048-775-9906	危機管理防災課 危機管理防災担当	s105000@city.ago.lg.jp	048-775-5140	048-775-9927
朝霞市	危機管理室 危機管理係	kiki_kanri@city.asaka.lg.jp	048-463-1111(代) 048-463-1788(直)	048-463-1195	危機管理室 危機管理係	kiki_kanri@city.asaka.lg.jp	048-463-1111(代) 048-463-1788(直)	048-463-1195
入間市	危機管理課 危機管理担当	ir411000@city.iruma.lg.jp	04-2964-1111	04-2964-7818	危機管理課 危機管理担当	ir411000@city.iruma.lg.jp	04-2964-1111	04-2964-7818
春日部市	市長公室 危機管理防災 課 危機管理防災担当	bosai@city.kasukabe.lg.jp	048-736-1111 048-738-3111	048-734-0869 048-735-1536	市長公室 危機管理防災 課 危機管理防災担当	bosai@city.kasukabe.lg.jp	048-736-1111 048-738-3111	048-734-0869 048-735-1536
加須市	都市整備部 治水課 治水計画担当	chisui@city.kazoi.lg.jp	0480-62-1111	0480-62-1934	危機管理防災課 危機管理防災担当	kikikanri@city.kazoi.lg.jp	0480-62-1111	0480-62-1934
上里町	暮らし安全課 防災安全係	kurashi@town.kamisato.lg.jp	0495-35-1226	0495-33-2429	暮らし安全課 防災安全係	town.kamisato.lg.jp	0495-35-1226	0495-33-2429
川口市	建設部 河川課 管理係	11004000@city.kawaguchi.lg.jp	048-280-1209	048-285-2001	危機管理部 危機管理課 危機管理課担当	055.01010@city.kawaguchi.lg.jp	048-242-6357	048-257-3535
川越市	建設部 河川課 維持管理担当	kasen@city.kawagoe.lg.jp	049-224-6041	049-224-8804	防災危機管理室 防災担当	bosai@city.kawagoe.lg.jp	049-224-5554	049-225-2895
川島町	総務課 防災対策室	soumu@town.kawajima.lg.jp	049-299-1753	049-297-6058	総務課 防災対策室	town.kawajima.lg.jp	049-299-1753	049-297-6058
行田市	市民生活部 危機管理課	kikikanri@city.yoda.lg.jp	048-556-1111	048-556-2117	市民生活部 危機管理課 危機管理担当	kikikanri@city.yoda.lg.jp	048-556-1111	048-556-2117
久喜市	危機管理課 危機管理係	kikikanri@city.kuki.lg.jp	0480-22-1111	0480-21-1641	危機管理課 危機管理係	kikikanri@city.kuki.lg.jp	0480-22-1111	0480-21-1641
熊谷市	建設部 管理課 大里行政七ターナー 地域振興係	kanri@city.kumagaya.lg.jp o-gyosoci@city.kumagaya.lg.jp	048-524-1481 0493-39-0311	048-525-8878 0493-39-3309	市長公室 危機管理室	kikikanri@city.kumagaya.lg.jp	048-524-1152	048-525-9051
鴻巣市	危機管理課	kikikanri@city.kounosu.lg.jp	048-541-1879	048-543-5480	危機管理課	kikikanri@city.kounosu.lg.jp	048-541-1879	048-543-5480
越谷市	危機管理室	kikikanri@city.koshigaya.lg.jp	048-964-2111 内線 3316	048-965-7809	危機管理室	kikikanri@city.koshigaya.lg.jp	048-963-9285	048-965-7809
さいたま市	建設局 土木部 調査係 河川課	kaser@city.saitama.lg.jp	048-829-1585	048-829-1968	総務局 危機管理部 防災課	bosaike@city.saitama.lg.jp	048-829-1126	048-829-1978
狭山市	危機管理課 危機管理防災担当	kikikanri@city.sayama.lg.jp	04-2953-1111(代) 04-2968-6527(直)	04-2954-8670	危機管理課 危機管理防災担当	kikikanri@city.sayama.lg.jp	04-2953-1111(代) 04-2968-6527(直)	04-2954-8670
志木市	総務部 防災危機管理課 防災危機管理グループ	bousai@city.shiki.lg.jp	04-473-1123(直) (夜間・休日)	048-473-1111	総務部 防災危機管理課 防災危機管理グループ	bousai@city.shiki.lg.jp	048-473-1111 (夜間・休日)	048-473-1294
白岡市	安心安全課	anshinanzen@city.shiraoka.lg.jp	0480-92-1111 内線 371	0480-92-9096	安心安全課	anshinanzen@city.shiraoka.lg.jp	0480-92-1111 内線 371	0480-92-9096

市町村名	水防管理団体				避難指揮等担当課			
	課・係名	メールアドレス	電話	FAX	課・係名	メールアドレス	電話	FAX
杉戸町	危機管理課	kikikanri@town.sugito.lg.jp	0480-33-1111 0480-33-1599(直)	0480-33-4550	危機管理課	kikikanri@town.sugito.lg.jp	0480-33-1111 0480-33-1599(直)	0480-33-4550
草加市	建設管理課 調整係	ken-kanni@city.sokal.lg.jp	048-922-2069	048-922-3152	危機管理課	kikikanri@city.sokal.lg.jp	048-922-0614	048-922-6591
所沢市	河川課	a9375@city.tokorozawa.lg.jp	04-2998-9375	04-2998-9153	危機管理・防災グレーブ	a9399@city.tokorozawa.lg.jp	04-2998-9399	04-2998-9042
戸田市	水全部 河川課	kasen@city.toda.lg.jp	048-229-4801	048-444-1609	危機管理防災課	kikikanri@city.toda.lg.jp	048-441-3900	048-441-3900
新座市	危機管理室 危機管理係	kikikanri@city.niza.lg.jp	048-477-2502	048-481-6748	危機管理室 危機管理係	kikikanri@city.niza.lg.jp	048-477-2502	048-481-6748
羽生市	建設課	kensetsu@city.hanyu.lg.jp	048-561-1121 内線251	048-561-6380	地域振興課	chiki@city.hanyu.lg.jp	048-561-1121 内線222	048-563-2322
東松山市	危機管理防災課	KIKIKANRIBOSAIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp	0493-21-1405	0493-22-7799	危機管理防災課	KIKIKANRIBOSAIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp	0493-21-1405	0493-22-7799
深谷市	都市整備部 河川課 河川係	douro@city.fukaya.lg.jp	048-574-6652 時間外・土日祝日 048-571-1211	048-574-6670	総務部 総務防災課 防災係	sonmu@city.fukaya.lg.jp	048-574-6635 時間外・土日祝日 048-571-1211	048-571-5055
富士見市	危機管理課	fuj010@city.fujimi.lg.jp	049-251-2711	049-251-2760	危機管理課	fg010@city.fujimi.lg.jp	049-251-2711	049-251-2760
ふじみ野市	総務部 危機管理防災課 防災係	bosai@city.fujimino.lg.jp	049-262-9017	049-257-6061	総務部 危機管理防災課 防災係	bosai@city.fujimino.lg.jp	049-262-9017	049-257-6061
本庄市	市民生活部 危機管理課 危機管理係	kikikanri@city.honjo.lg.jp	0495-25-1111 内線 3711	0495-22-0602	市民生活部 危機管理課 危機管理係	kikikanri@city.honjo.lg.jp	0495-25-1111 内線 3711	0495-22-0602
松伏町	総務課 庶務防災担当	soumu010200@town.matsuishi.lg.jp	048-991-1895	048-991-7681	総務課 庶務防災担当	soumu010200@town.matsuishi.lg.jp	048-991-1895	048-991-7681
三郷市	危機管理防災課	bousai@city.misato.lg.jp	048-930-7832 時間外 消防本部指令課 048-952-1211	048-952-6780 時間外 消防本部指令課 048-952-1544	危機管理防災課	bousai@city.misato.lg.jp	048-930-7832 時間外 消防本部指令課 048-952-1211	048-952-6780 時間外 消防本部指令課 048-952-1544
美里町	建設課 土木係	doboku@town.saitama-misato.lg.jp	0495-76-5134	0495-76-0909	総務課 自治防災係	jichi@town.saitama-misato.lg.jp	0495-76-1115	0495-76-0909
宮代町	市民生活課 危機管理担当	anshin@town.miashiro.lg.jp	0480-34-1111	0480-34-1093	市民生活課 危機管理担当	anshin@town.miashiro.lg.jp	0480-34-1111	0480-34-1093
三芳町	道路交通課 道路管理担当	douro@town.saitama-miyo.lg.jp	049-274-1011	049-274-1052	自治安全部 防災・交通安全担当	chiiki@town.saitama-miyo.lg.jp	049-258-0019	049-274-1009
八潮市	生活安全部 危機管理防災課 危機管理防災担当	k-bosai@city.yashio.lg.jp	048-996-2111(代)	048-996-2206	生活安全部 危機管理防災課 危機管理防災担当	k-bosai@city.yashio.lg.jp	048-996-2111(代)	048-996-2206
吉川市	市民生活部 危機管理課 危機管理担当	kikikanri@city.yoshikawa.lg.jp	048-982-9471	048-982-9401	市民生活部 危機管理課 危機管理担当	kikikanri@city.yoshikawa.lg.jp	048-982-9471	048-982-9401
吉見町	総務課 危機管理室 危機管理係	y-9002@town.yoshimi.saitama.jp	0493-54-1505	0493-54-4200	危機管理室 危機管理係	y-9002@town.yoshimi.saitama.jp	0493-54-1505	0493-54-4200
和光市	危機管理室 防災担当	b0200@city.wako.lg.jp	048-466-4242	048-464-1234	危機管理室 危機管理係	b0200@city.wako.lg.jp	048-466-4242	048-464-1234
蕨市	都市整備部 道路公園課 道路係	douro@city.warabi.saitama.jp	048-433-7718	048-431-6789	市民生活部 安全安心課 防災危機管理係	jiti@city.warabi.saitama.jp	048-433-7755	048-433-7491

N T T 線加入電話番号

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
国土交通省関係			
国土交通省	100-0013	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03(3580)4311
関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1	048(601)3151
利根川上流河川事務所(防災対策課)	349-1198	久喜市栗橋北二丁目 19番 1号	0480(52)3956
八斗島出張所	372-0827	群馬県伊勢崎市八斗島乙 913	0270(32)0168
川俣出張所	348-0051	羽生市本川俣 840	048(563)1992
大利根出張所	349-1153	加須市新川通 700-6	0480(72)8360
荒川上流河川事務所(防災情報課)	350-1124	川越市新宿町 3-12	049(246)6384
西浦和出張所	338-0837	さいたま市桜区田島 8-17-1	048(861)9129
入間川出張所	350-0811	川越市大字小堤字八幡 154-2	049(231)0458
越辺川出張所	355-0047	東松山市大字高坂 973-3	0493(34)3129
熊谷出張所	360-0026	熊谷市大字久下 1631-5	048(522)0612
荒川下流河川事務所(防災企画室)	115-0042	東京都北区志茂 5-41-1	03(3902)3220
岩淵出張所	115-0042	東京都北区志茂 5-41-2	03(3901)4240
江戸川河川事務所(防災対策課)	278-0005	千葉県野田市宮崎 134	04(7125)7436
江戸川上流出張所	344-0112	春日部市西金野井 886	048(746)0063
中川下流出張所	125-0054	東京都葛飾区高砂 1-3-15	03(3694)2757
運河出張所	270-0107	千葉県流山市西深井 836	04(7152)0102
中川出張所	343-0813	越谷市越ヶ谷 4-2-41	048(962)2634
三郷出張所	341-0034	三郷市新和 2-442	048(952)7015
首都圏外郭放水路管理支所	344-0111	春日部市上金崎 720	048(746)7524
高崎河川国道事務所(河川管理課)	370-0841	群馬県高崎市栄町 6-41	027(345)6041
高崎出張所	370-0045	群馬県高崎市東町 187-10	027(322)2597
渡良瀬川河川事務所(調査課)	326-0822	栃木県足利市田中町 661-3	0284(73)5558
足利出張所	326-0822	栃木県足利市田中町 661-5	0284(71)2202
二瀬ダム管理所	369-1901	秩父市大滝 3931-1	0494(55)0001
気象関係			
気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03(6758)3900
熊谷地方気象台	360-0814	熊谷市桜町 1-6-10	048(521)0058
自衛隊関係			
自衛隊埼玉地方協力本部	330-0061	さいたま市浦和区常盤 4-11-15	048(831)6043
自衛隊第1師団	179-0081	東京都練馬区北町 4-1-1	03(3933)1161
陸上自衛隊第32普通科連隊第2科	331-8550	さいたま市北区日進町 1-40-7	048(663)4241 (内)425
都県関係			
東京都庁(建設局河川部防災対策室)	163-8001	東京都新宿区西新宿 2-8-1	03(5320)5435
群馬県庁(県土整備部河川課)	371-8570	群馬県前橋市大手町 1-1-1	027(226)3619
栃木県庁(県土整備部河川課)	320-8501	栃木県宇都宮市塙田 1-1-20	028(623)2445
茨城県庁(土木部河川課)	310-8555	茨城県水戸市笠原町 978番6	029(301)4490
千葉県庁(県土整備部河川環境課)	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町 1-1	043(223)3156

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉県関係			
埼玉県庁（県土整備部河川砂防課）	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048(824)2111 防災担当(830)5137
さいたま県土整備事務所	336-0027	さいたま市南区沼影2-4-7	048(861)2495
朝霞県土整備事務所	351-0033	朝霞市大字浜崎678	048(471)4661
北本県土整備事務所	364-0007	北本市東間3-143	048(540)8200
川越県土整備事務所	350-1126	川越市旭町2-13-6	049(243)2020
飯能県土整備事務所	357-0021	飯能市双柳75	042(973)2281
有間ダム管理所	357-0112	飯能市下名栗1830-4	042(979)0914
東松山県土整備事務所	355-0024	東松山市六軒町5-1	0493(22)2333
秩父県土整備事務所	369-1871	秩父市下影森1002-1	0494(22)3715
合角ダム管理所	369-1505	秩父市上吉田4850-1	0494(78)0285
本庄県土整備事務所	367-0031	本庄市北堀818-1	0495(21)3141
熊谷県土整備事務所	360-0841	熊谷市新堀500	048(533)8778
行田県土整備事務所	361-0023	行田市大字長野943	048(554)5211
越谷県土整備事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048(964)5221
杉戸県土整備事務所	345-0036	北葛飾郡杉戸町大字杉戸432	0480(34)2381
権現堂調節池管理所	340-0112	幸手市大字権現堂1014	0480(43)2895
総合治水事務所	344-0063	春日部市緑町5-5-11	048(737)2001
東京発電(株)埼玉事業所 玉淀事務所	369-1205	大里郡寄居町末野1441-1	048(581)1133
排水機場、水門関係			
鴨川排水機場	338-0825	さいたま市桜区下大久保1386	048(853)4331
鴻沼排水機場	338-0837	さいたま市桜区田島9-31-12	048(861)5883
藤右衛門川排水機場	336-0016	さいたま市南区大谷場1-7	
芝川第7調節池排水機場	330-0805	さいたま市大宮区寿能町2-474-1	048(643)6374
深作調節池排水機場	337-0003	さいたま市見沼区大字深作4-65	048(686)3576
鴨川第1調節池排水機場	331-0052	さいたま市西区三橋5-798	048(622)7394
鴨川第2調節池排水機場	331-0052	さいたま市西区三橋5-2122-13	048(622)9430
上院調節池排水機場	339-0004	さいたま市岩槻区大字徳力字東817-2	
市町村関係			
さいたま市役所	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048(829)1111
北部建設事務所	330-8501	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1	048(657)1151
南部建設事務所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-7-10	048(859)1151
西区役所	331-8587	さいたま市西区西大宮3-4-2	048(622)1111
北区役所	331-8586	さいたま市北区宮原町1-852-1	048(653)1111
大宮区役所	330-8501	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1	048(657)0111
見沼区役所	337-8586	さいたま市見沼区堀崎町12-36	048(687)1111
中央区役所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-7-10	048(856)1111
桜区役所	338-8586	さいたま市桜区道場4-3-1	048(858)1111
浦和区役所	330-9586	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048(825)1111
南区役所	336-8586	さいたま市南区別所7-20-1	048(838)1111
緑区役所	336-8587	さいたま市緑区大字中尾975-1	048(874)1111
岩槻区役所	339-8585	さいたま市岩槻区本町3-2-5	048(790)0111

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市役所	332-8601	川口市青木2-1-1	048(258)1110
鳩ヶ谷庁舎	334-0011	川口市三ツ和1-14-3	048(258)1110
春日部市役所	344-8577	春日部市中央7-2-1	048(736)1111
上尾市役所	362-8501	上尾市本町3-1-1	048(775)5111
越谷市役所	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1	048(964)2111
蕨市役所	335-8501	蕨市中央5-14-15	048(432)3200
戸田市役所	335-8588	戸田市上戸田1-18-1	048(441)1800
蓮田市役所	349-0193	蓮田市大字黒浜2799-1	048(765)1734
白岡市役所	349-0292	白岡市千駄野432	0480(92)1111
消防関係			
さいたま市消防局	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048(833)1231
警察関係			
警察本部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048(832)0110
浦和警察署	330-0061	さいたま市浦和区常盤4-11-21	048(825)0110
浦和東警察署	336-0926	さいたま市緑区東浦和7丁目42-1	048(712)0110
浦和西警察署	338-0014	さいたま市中央区上峰3-4-1	048(854)0110
大宮警察署	330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-197-7	048(650)0110
大宮東警察署	337-8501	さいたま市見沼区大字風渡野35-1	048(682)0110
大宮西警察署	331-0052	さいたま市西区三橋6-645	048(625)0110
岩槻警察署	339-0061	さいたま市岩槻区大字岩槻5106	048(757)0110
独立行政法人関係			
独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所	361-0004	行田市大字須加字船川4369	048(557)1501
独立行政法人水資源機構 秋ヶ瀬管理所	353-0003	志木市下宗岡3-20-12	048(471)3583
独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所	369-1801	秩父市荒川久那4041	0494(23)1431
独立行政法人水資源機構 滝沢ダム管理所	369-1901	秩父市大滝3021	0494(55)0090
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所	367-0313	児玉郡神川町大字矢納1356-3	0274(52)2746
東日本電信電話(株)関係			
東日本電信電話(株)埼玉事業部災害対策室	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-17	048(626)6623
東日本電信電話(株)警報伝達システム担当	—	—	03(6713)3834
日本赤十字社関係			
日本赤十字社埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048(789)7109
報道関係			
NHKさいたま放送局(放送)	330-9310	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048(824)1730
(株)テレビ埼玉放送技術部	330-8538	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048(824)3131 夜間直通(824)4105

8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難になる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信時事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通信施設の使用

有線や防災行政無線等が使用できない場合は、非常通信協議会における非常通信規約に基づき、関東地方非常通信協議会構成員に非常通信の協力を得ることができる。

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次にすること。

非常通信に関する照会先
関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電 話 03-6238-1774（直通）
F A X 03-6238-1769

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、**資料9－1** のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査する。
また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省荒川上流河川事務所長又はさいたま県土整備事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際に用いる資器材を備蓄する水防倉庫及び重要水防区域近在の竹林・雑木林の位置は **資料9－2** に示すとおりである。

第10章 水防活動

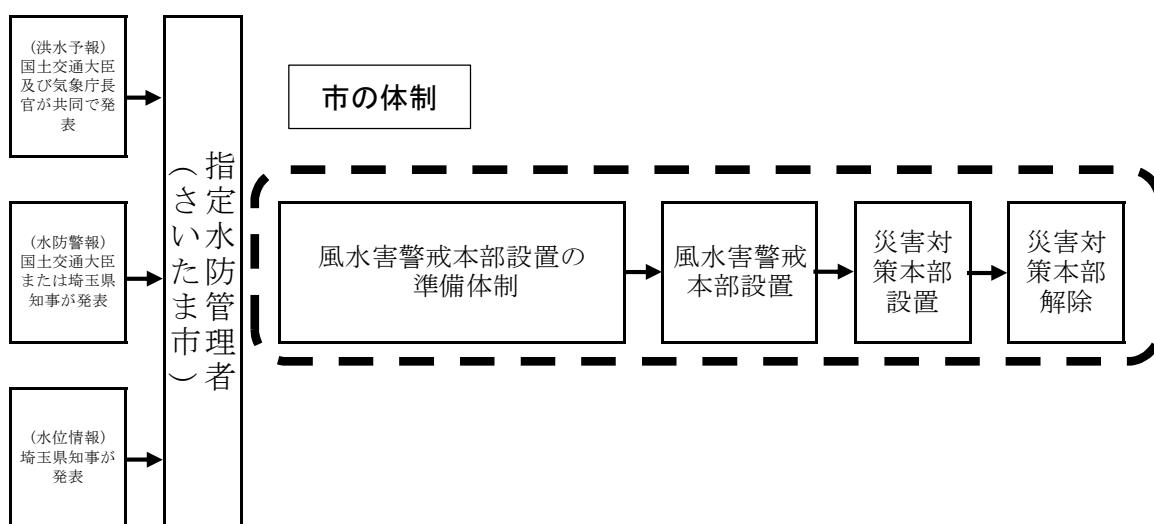
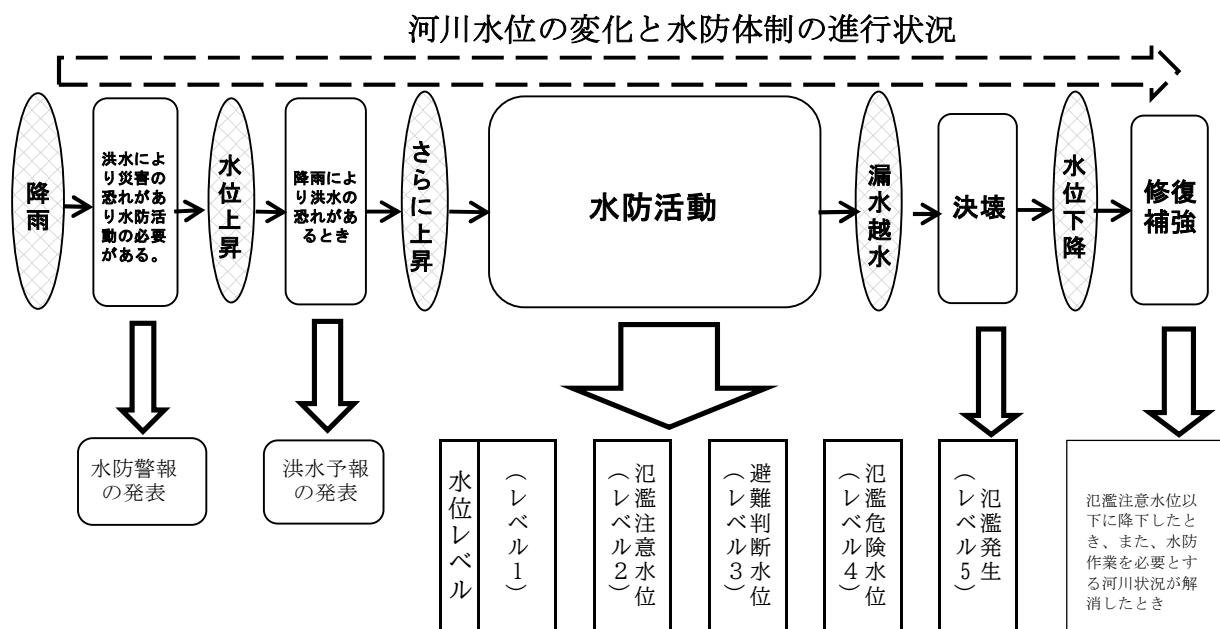
10.1 水防体制

(1) 水防管理者の水防事務

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は水防事務を処理するものとする。

水防配備は、水位上昇にともない下記のフローに示す体制を配備する。

また、「さいたま市洪水対応タイムライン」は、資料10-1のとおりである。



風水害警戒本部設置の準備体制

配備基準	配備部署	配備人員
熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表された場合、又は被害の発生が予想される場合	総括部（本部班）、秘書・広報部（広報班）、施設復旧部（建設統括班、河川班、下水道統括班、土木復旧班）、消防部（各班）、区風水害警戒本部（区統括班、くらし応援班）	各部とも必要な人員

風水害警戒本部

配備基準	配備部署	配備人員
1)国土交通大臣又は埼玉県知事から水防警報の指示が発表された場合 2)国土交通省、気象庁から荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報（警報）が発表された場合 3)埼玉県、気象庁から芝川、綾瀬川、新河岸川洪水予報（警報）が発表された場合 4)市民等から水害に関する情報が複数入った場合 5)河川情報センターから堤防の決壊等の本市域に大きな被害が発生する情報が入った場合 6)熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合又は台風の接近により被害のおそれがある場合 7)特別警報の発表が見込まれる場合 8)その他必要と認められる場合	総括部（本部班、総務班、職員班）、秘書・広報部（秘書班、広報班、広聴班）、情報・避難部（情報統括班、避難班）、市民部（市民統括班）、保健衛生部（各班）、福祉部（各班）、施設復旧部（各班）、消防部、水道部、区風水害警戒本部（区統括班、市民窓口班、くらし応援班、福祉班）、その他風水害警戒本部長が指名する部、又は、区本部長が指名する区風水害警戒本部に属する班	各部とも必要な人員

災害対策本部

区分	配備基準	配備部署	配備人員***
第1配備	1)各地で災害が発生した場合 2)特別警報が発表された場合 3)その他、市長が必要と認めた場合	総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、スポーツ文化部、保健衛生部、福祉部、子ども未来部、環境部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、会計部、水道部、教育部、区災害対策本部、その他必要な部	各部とも職員の1／4程度
第2配備	相当規模な災害が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の1／2程度
第3配備	大規模な災害が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の全員

***配備人員について、消防局は別に定める。

***配備人員について、避難所担当職員、現場応援要員は除く。

10.2 巡視及び警戒

水防活動を行うに当たっては「さいたま市地域防災計画（風水害対策編）第7章消防活動及び第8章水防活動」を基本とし、具体的には本項に準じて行う。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/003/001/p018122.html>

(1) 平常時

水防管理者又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、隨時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことができるものとする。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、荒川の水防警報「出動」発令時または、県から非常配備体制（水防警報等）が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、**資料3-2**及び**資料3-4**に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防活動を実施するとともに、さいたま県土整備事務所長及び河川等の管理者に連絡する。ただし、堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは**10.6**に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

◆水防巡視情報伝達要領（荒川上流洪水対策計画書抜粋）【参考】

第1条 情報連絡責任者の設置

水防管理団体は、直接河川管理者と洪水時の情報連絡を行う専任の「情報連絡責任者」を設ける。この情報連絡責任者は、水防団の巡視状況を定期的に収集し国土交通省荒川上流河川事務所各出張所（以下「河川管理者」という）の別に定める情報連絡担当官に報告するものとする。

第2条 情 報 連 絡

情報連絡の開始は、水防警報の「出動」発令時からとし、期間は、水防警報の「出動」及び「指示」の発令中を原則とする。又連絡の頻度は、情報連絡担当官の呼び出しに応じて水防警報「出動」命令後1時間間隔を原則とするが、異常時にはただちにその状況を連絡するものとする。なお連絡手段は、当面N T Tの電話によるものとする。

第3条 連絡すべき情報と巡視様式

河川管理者に報告すべき情報は①水防団出動状況、②水防団の作業状況、③河川施設の被害状況、④一般被害状況、⑤避難状況等とする。又水防団が行う巡視は、別紙様式に基づき行うものとする。

様式－1 の 1 河川巡視・出動状況定時報告

様式－2 (1)、(2) 被害情報（直轄）

様式－A 位置図、平面図

第4条 水 防 巡 視

水防団が行う水防巡視は、徒歩で行うものとし、その巡視間隔は以下の通りとする。

重要水防箇所A区間 30分～60分に一巡

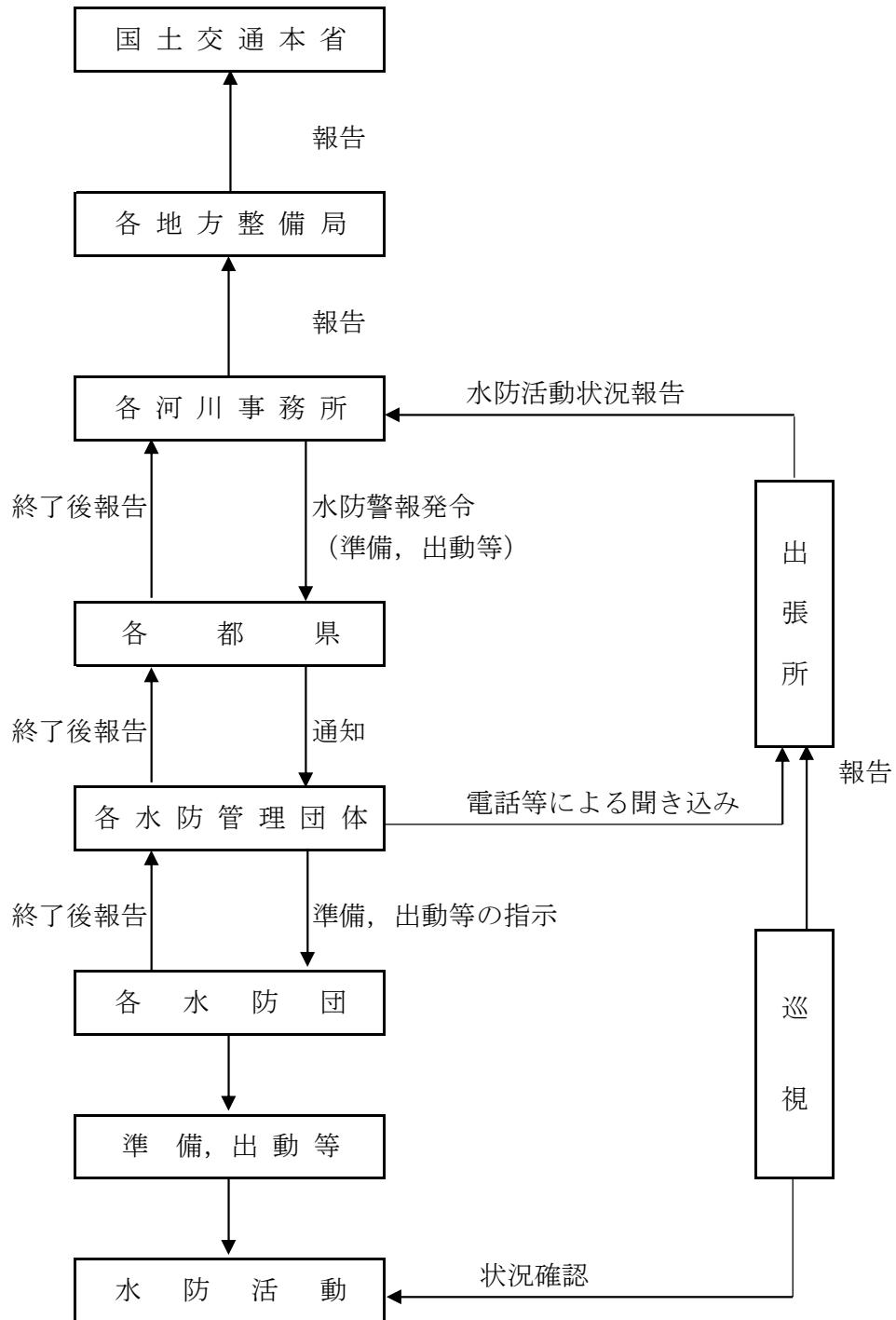
重要水防箇所B区間 60分～120分に一巡

その他の区間 120分～240分に一巡

第5条 情報伝達の訓練

出水時に備え、毎年、出水期前に関係機関で情報伝達の訓練を行うものとする。

第6条 この要領は昭和61年5月31日から施行する。



※各水防団等は出動の状況をすばやく正確に把握するために、系統を出動後速やかに報告する。

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。対象地域において水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は**資料 10-2**のとおりであり、工法の製作方法については「水防のしおり」等による。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防組織に属するものは警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

10.5 避難のための立退き

避難に当たっては「さいたま市地域防災計画(風水害対策編)第10章 救援・避難活動 第2節避難」に基づき、指示される。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/003/001/p018122.html>

10.6 決壊・越水・溢水・異常な漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・越水・溢水・異常な漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちにさいたま県土整備事務所に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として、発生個所等を情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の断面不足等による漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・越水・溢水・異常な漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報区域と通報責任者及び受報責任者は、**資料 10-3**のとおり。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.7 水防体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除する。

第11章 協力及び応援

11.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（国土交通大臣、埼玉県知事）は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（伝達方法については資料4-2、4-3、4-5のとおり）
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

11.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、協定に基づき応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

11.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、管轄警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

11.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

11.5 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

11.6 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関する民間団体と協定を締結している。

11.7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

12.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

12.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証		
○○○水防団	○○部長	
氏	名	
上記のものに		
区域における水防法第28条第2項の権限を委任		
したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		
氏	名	

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書		
第	号	
種類	員数	
使用年	収用月	処分日
水防管理者 氏名		
事務取扱者 氏名		
殿		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告等

13.1 水防報告

水防警報の「出動」発令から「解除」までの間、水防活動状況を埼玉県さいたま県土整備事務所へ埼玉県の定めるところにより報告を実施する。

各報告様式は **資料13** のとおりである。

ア) 水防活動実施報告（様式-1）

- ・水防活動の開始時・終結時に報告
- ・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告
- ・破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告

イ) 活動内容報告（様式-2）

- ・水防活動の終結後に報告

第14章 水防訓練

市は、毎年水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

15.1 洪水対応

15.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

15.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める規準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

15.1.3 ハザードマップ(洪水、内水)

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを市のウェブサイトで公開している。

また、雨水の排水が出来なくなり、浸水する区域を示す内水ハザードマップもウェブサイトで公開している。

この洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

洪水ハザードマップ :

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/002/003/p008311.html>

内水ハザードマップ :

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/002/001/p078773.html>

15.1.4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

15.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

15.1.6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。